加賀市屋根雪下ろし補助事業概要

１　目　　的

現に居住する家屋の屋根雪下ろしを自力で行うことが困難であると認められる高齢者世帯等に対し屋根雪下ろし費用の一部を支援することにより、豪雪時における安全確保と不安解消を図る。

２　補助対象世帯

⑴　65歳以上の者のみで構成する世帯
⑵　障がい者のみで構成する世帯
⑶　ひとり親世帯（18歳以下の子と構成する世帯）
⑷　その他市長が必要と認めた世帯

ただし、以下の世帯は対象外となります。

・生計を一にする世帯に屋根雪下ろしができる人がいる世帯（民生・児童委員又は町内会長に確認）
・市内及び隣接する市に屋根雪下ろしができる扶養義務者がいる世帯（民生・児童委員又は町内会長に確認）
・申請年度の市県民税が課税されている世帯（同意書に基づき市が確認）

３　補助要件

・加賀市雪害対策本部が設置され、屋根雪下ろしを実施しないと家屋及び人命に被害が生じる恐れがあると市長が認める場合であって、申請世帯が第三者に費用を支払って、屋根雪下ろし等を実施した場合
・その他市長が必要と認めた場合

４　補助対象経費

・現に居住する家屋の屋根雪下ろしに要した経費
・下ろした屋根雪が日常生活に支障をきたす場合に行う最小必要限度の除雪に要した経費
・その他市長が必要と認めた経費

５　補助金額

・家屋の屋根雪下ろしに要した経費については、１回当り３万円を上限とします。
・下ろした屋根雪が日常生活に支障をきたす場合に行う最小必要限度の除雪に要した経費については、１回当り１万円を上限とします。
・その他市長が必要と認めた経費については、市長が必要と認めた額とします。

※補助回数に制限はありません。